

警視庁術科技能検定規程

昭和52年7月18日

訓令甲第15号

存続期間

この規程は、警察官の執行務に必要な術技及び体育に関する技能の検定について必要な事項を定め、もって術技及び体育の修練の成果を的確に審査し、正しい技能の普及及び進歩向上に資することを目的とする。